

様式第一 (第一条関係)

薬局開設許可申請書

(略)	
相談時及び緊急時の連絡先	
薬剤師不在時間の有無	有・無
特定販売の実施の有無	有・無

別表第一 (第十一条の三関係)

- 第一 管理、運営、サービス等に関する事項
 一・二 (略)
 三 薬局サービス等
 (1)・(2) (略)
 (3) 薬剤師不在時間の有無
 (4) (略)
 (7) (略)
 四 (略)
 第二 (略)

様式第一 (第一条関係)

薬局開設許可申請書

(略)	
相談時及び緊急時の連絡先	
薬剤師不在時間の有無	有・無
特定販売の実施の有無	有・無

別表第一 (第十一条の三関係)

- 第一 管理、運営、サービス等に関する事項
 一・二 (略)
 三 薬局サービス等
 (1)・(2) (略)
 (新設)
 (3) (略)
 (6) (略)
 四 (略)
 第二 (略)

附則

1 (施行期日)
 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十一条の四第一項の改正規定及び別表第一の第一の三(6)を同三(7)とし、同三(3)から(5)までを同三(4)から(6)までとし、同三(2)の次に同三(3)を加える改正規定は、平成三十年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○厚生労働省令第九十七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四百五号)第五条第一項第一号、第十三条第四項第一号及び第十三条の三第三項の規定により読み替えて適用される同法第十三条第四項第一号の規定に基づき、薬局等構造設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。
 平成二十九年九月二十六日
 厚生労働大臣 加藤 勝信

薬局等構造設備規則の一部を改正する省令

薬局等構造設備規則(昭和三十六年厚生省令第二号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という)は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(薬局の構造設備) 第一条 薬局の構造設備の基準は、次のとおりとする。 一〜八 (略) 九 次に定めるところに適合する調剤室を有すること。</p>	<p>(薬局の構造設備) 第一条 薬局の構造設備の基準は、次のとおりとする。 一〜八 (略) 九 次に定めるところに適合する調剤室を有すること。</p>
<p>イ 貯蔵室内の人が常時立ち入る場所に おいて人が被曝するおそれのある放射線の線量 口 (略) 四〜七 (略) 三〜五 (略)</p>	<p>イ 貯蔵室内の人が常時立ち入る場所に おいて人が被曝するおそれのある放射線の線量 口 (略) 四〜七 (略) 三〜五 (略)</p>
<p>イ 貯蔵室内の人が常時立ち入る場所に おいて人が被曝するおそれのある放射線の線量 口 (略) 四〜七 (略) 三〜五 (略)</p>	<p>イ 貯蔵室内の人が常時立ち入る場所に おいて人が被曝するおそれのある放射線の線量 口 (略) 四〜七 (略) 三〜五 (略)</p>

(放射性医薬品区分の医薬品製造業者等の製造所の構造設備)

第九條 施行規則第二十六條第一項第二号の区分及び施行規則第三十六條第一項第二号の区分の医薬品製造業者等の製造所(包装表示又は保管のみを行う製造所を除く。以下この項及び次項において同じ。)の構造設備の基準は、第六條及び第七條に定めるもののほか、次のとおりとする。

- 一 (略)
二 放射性医薬品に係る製品の作業所は、次に定めるところに適合するものであること。

イ・ロ (略)
ハ 次の線量を、それぞれについて厚生労働大臣が定める線量限度以下とするために必要な遮蔽壁その他の遮蔽物が設けられていること。

(1) 製造所内の人が常時立ち入る場所において人が被曝するおそれのある放射線の線量

(2) (略)
二〇へ (略)

三 (略)
四 次に定めるところに適合する廃棄設備を有すること。

イ・ホ (略)
へ 二の(1)又はホの(1)に規定する能力を有する排気設備又は排水設備を設けることが著しく困難な場合において、排気設備又は排水設備が製造所の境界の外の人被曝する線量を厚生労働大臣が定める線量限度以下とする能力を有することにつき厚生労働大臣の承認を受けた場合においては、二の(1)又はホの(1)の規定は適用しない。

トヌ (略)
五 (略)
2・3 (略)

(放射性医薬品区分の医薬品製造業者等の製造所の構造設備)

第九條 施行規則第二十六條第一項第二号の区分及び施行規則第三十六條第一項第二号の区分の医薬品製造業者等の製造所(包装表示又は保管のみを行う製造所を除く。以下この項及び次項において同じ。)の構造設備の基準は、第六條及び第七條に定めるもののほか、次のとおりとする。

- 一 (略)
二 放射性医薬品に係る製品の作業所は、次に定めるところに適合するものであること。

イ・ロ (略)
ハ 次の線量を、それぞれについて厚生労働大臣が定める線量限度以下とするために必要な遮蔽壁その他の遮蔽物が設けられていること。

(1) 製造所内の人が常時立ち入る場所において人が被曝するおそれのある放射線の線量

(2) (略)
二〇へ (略)

三 (略)
四 次に定めるところに適合する廃棄設備を有すること。

イ・ホ (略)
へ 二の(1)又はホの(1)に規定する能力を有する排気設備又は排水設備を設けることが著しく困難な場合において、排気設備又は排水設備が製造所の境界の外の人被曝する線量を厚生労働大臣が定める線量限度以下とする能力を有することにつき厚生労働大臣の承認を受けた場合においては、二の(1)又はホの(1)の規定は適用しない。

トヌ (略)
五 (略)
2・3 (略)

附則
この省令は、公布の日から施行する。

〇厚生労働省令第九十八号
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四百五号)第五條第二号の規定に基づき、薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十九年九月二十六日
厚生労働大臣 加藤 勝信

薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令(昭和三十一年厚生省令第三号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という)は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

第一条 (薬局の業務を行う体制)
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「法」という)第五條第二号の規定に基づき、厚生労働省令で定める薬局において調剤及び調剤された薬剤又は医薬品の販売又は授与の業務を行う体制の基準は、次に掲げる基準とする。

一 薬局の開店時間(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号。以下「施行規則」という)第一条第二項第三号に規定する開店時間をいう。以下同じ)内は、常時、当該薬局において調剤に従事する薬剤師が勤務していること。ただし、薬剤師不在時間(同号に規定する薬剤師不在時間をいう。以下同じ)内は、調剤に従事する薬剤師が当該薬局以外の場所において当該薬局の業務を行うために勤務していること。

二〇五 (略)
六 当該薬局において、調剤に従事する薬剤師の週当たり勤務時間数(施行規則第一条第五項第二号に規定する週当たり勤務時間数をいい、特定販売(施行規則第一条第二項第三号に規定する特定販売をいう。以下同じ)のみに従事する勤務時間数を除く。以下この条及び次条において同じ)の総和が、当該薬局の開店時間の一週間の総和以上であること。

第一条 (薬局の業務を行う体制)
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「法」という)第五條第二号の規定に基づき、厚生労働省令で定める薬局において調剤及び調剤された薬剤又は医薬品の販売又は授与の業務を行う体制の基準は、次に掲げる基準とする。

一 薬局の開店時間(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号。以下「施行規則」という)第十四条の三第一項に規定する開店時間をいう。以下同じ)内は、常時、当該薬局において調剤に従事する薬剤師が勤務していること。

二〇五 (略)
六 当該薬局において、調剤に従事する薬剤師の週当たり勤務時間数(施行規則第一条第五項第二号に規定する週当たり勤務時間数をいい、特定販売(施行規則第一条第二項第四号に規定する特定販売をいう。以下同じ)のみに従事する勤務時間数を除く。以下この条及び次条において同じ)の総和が、当該薬局の開店時間の一週間の総和以上であること。